

官報

主要目次

- 政令
○印紙税法施行規則の一部改正
○昭和二十二年勅令第一号公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令の施行に関する命令の一部改正
省令
○みそ及びしょうゆ需給調整規則の一部改正
本部令
○物価統制令施行規則の一部改正
告示
○団体等規正令第四條の規定によつて団体指定
○覚書該当者に準じ公職より除去されるもの指定
○連合国財産の引渡命令
○連合国財産の返還命令
○同右
○水産物の規格指定の件の一部改正
○航路標識の新設、改廃、その他船舶の航行に關して必要な事項
訓令
○昭和二十四年度大蔵省主管一般會計歳入科目表の一部改正
○指定配給物資配給手続規程の一部改正
国会事項
○公聴会告示(生活保護法の全面的改正について)
官庁事項
○外国弁護士資格者承認の公示
○公共企業体事項
○昭和二十四年日本国有鉄道公示第七号等の廃止

政令

印紙税法施行規則の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

昭和二十五年三月二十五日

内閣総理大臣 吉田 茂

政令第三十六号

印紙税法施行規則の一部を改正する政令

内閣は、印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)第五條第十四号の規定に基づき、この政令を制定する。

印紙税法施行規則(昭和十九年勅令第百八十三号)の一部を次のように改正する。

第一條第四号から第六号までを次のように改める。

四 中小企業等協同組合

五及六 削除

同條第九号中「製造業会、道府県水産業会及中央水産業会」を削る。

同條第十一号を次のように改める。

十一 削除

同條第十三号中「垂糸協同組合及」を削る。

同條第十四号を次のように改める。

十四 削除

同條第十八号から第二十号までを削る。

第二條中「製造業会及市街庄農業会」を削る。

第八條を削る。

附則
この政令は、公布の日から施行する。

大蔵大臣 池田 勇人
内閣総理大臣 吉田 茂

府令

○総理府令第七号
昭和二十二年勅令第一号公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令の施行に關する命令の一部を改正する総理府令を次のように定める。

昭和二十五年三月二十五日

内閣総理大臣 吉田 茂

府令第三十五号

昭和二十二年勅令第一号公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令の施行に關する命令(昭和二十二年勅令第一号)の一部を次のように改正する。

別表第二第三号所屬区分又は団体名の欄中「民生委員」の下に「及び人権擁護委員」を加え、「教育委員会及び農地委員会」を「教育委員会、農地委員会及び漁業調整委員会」に改める。

同表第八号所屬区分又は団体名の欄中「弁護士会」の下に「及び同連合会」を、「自動車製造工業組合」の次に「自転車振興会及び同連合会」を加える。

この命令は、公布の日から施行する。

附則

省令

○農林省令第二十五号

臨時物資需給調整法(昭和二十一年法律第三十二号)に基づき、指定配給物資配給手続規程(昭和二十二年内閣訓令第三号)に従い、みそ及びしょうゆ需給調整規則の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和二十五年三月二十五日

農林大臣 森 幸太郎

みそ及びしょうゆ需給調整規則の一部を改正する省令

の二を改正する

第二條第一項中「指定機関とは、第十二條第一項の規定により農林大臣の指定した者」といふ、登録小売業者とは、第十五條第一項を「登録卸売業者」とし、第十五條の規定により卸売業者登録票の交付を受けた者」といふ、登録小売業者とは、同條に、同條第二

項中「指定機関」を「登録卸売業者」とし、「配給割当公文書」とは「卸売業者用購入票」とし、登録卸売業者が生産業者からみそ又はしょうゆを購入するため購入票をいふ、配給割当公文書とは「及び小売業者用購入票」を「小売業者用購入票及び卸売業者用購入票」に改める。

第四條第一項中「及び小売業者用購入票」を「小売業者用購入票及び卸売業者用購入票」に改め、同項の次に一項を加える。

前項の卸売業者用購入票は、いずれの都道府県においても通用するものとする。

第五條の二及び第六條を次のように改める。

第五條の二 卸売業者用購入票又は小売業者用購入票に記載する購入可能数量は、当該卸売業者又は小売業者がその前月において配給割当公文書と引換に卸売業者用購入票又は登録小売業者又は卸売業者(家庭用消費者を除く)に譲り渡したみそ又はしょうゆの数量に相当する数量から前月末の在庫数量を差し引いた数量でなければならない。

第十五條の規定により新たに小売業者登録票の交付を受けた者に対し最初に発給する小売業者用購入票に記載する購入可能数量は、前項の規定にかかわらず、みそについては四十貫、しょうゆについては一石五斗の範囲内で登録小売業者の希望する数量でなければならない。

又はしょうゆのすべてをその月のうちに配給割当公文書と引換に譲り渡した場合には、その者から更に卸売業者用購入票又は小売業者用購入票の発給の請求があつたときは、小売業者にあつてはその月において既に譲り渡した数量の一割に相当する数量の範囲内でその者の希望する数量を譲り渡した数量として記載した卸売業者用購入票又は小売業者用購入票を発給しなければならない。

第九條から第十一條まで中「指定機関」を「生産業者、登録卸売業者」に改める。

第十二條を次のように改める。

第十二條 削除

第十三條の二第一項中「指定機関」を「登録卸売業者」とし、同條第二項中「卸売業者」を「家庭用消費者」に改める。

第十三條第一項及び第三項中「農林大臣は」の下に「経済安定本部總裁の承認を得て」を加える。

第十五條を次のように改める。

第十五條 みそ又はしょうゆの卸売又は小売を業とする者は、その営業所の所在地を管轄する都道府県知事から卸売業者登録票又は小売業者登録票の交付を受けなければならない。

第十六條第一項中「小売業者登録票」を「卸売業者登録票又は小売業者登録票」に改め、同項第三号を削る。

第十七條を次のように改める。

第十七條 前條第二項の規定による申請書の提出があつたときは、都道府県知事は、当該申請者が左に掲げる各号の一に該当する場合を除き、遅滞なく当該申請者に対して、卸売業者登録票又は小売業者登録票を交付し、且つ、その旨を公表しなければならない。

明治二十五年三月三十一日 第三種郵便物認可

九ノ三七、三九ノ四一、三九ノ三三、
〇三ノ二七、三九ノ二六、三九ノ二二、
二七、二六ノ七、二六ノ四、一九ノ

●総務府告示第五十六号
村の境界変更
地方自治法第七條第一項の規定によ

●大蔵省告示第九十九号
ポツダム宣言の受諾に伴い発する命

●大蔵省告示第二百一十号
ポツダム宣言の受諾に伴い発する命

●文部省告示第十三号
学校教育法施行規則第二條第二項の規定

●文部省告示第十四号
学校教育法施行規則第二條第二項の規定

一 経済関係統制法令に違反して罰
金以上の刑に処せられ、その執行
後一年を経過しない者

●経済安定本部令第六号
物産統制令の一部を改正する勅令

●地方自治法第七條第一項の規定によ

●地方自治法第八條第三項の規定によ

●地方自治法第九條第一項の規定によ

●地方自治法第十條第一項の規定によ

307 第6959号

官報

昭和25年3月25日 土曜日

第6959号

官報

昭和25年3月25日 土曜日

306

各別局の事務

昭和二十五年三月二十八日から
昭和二十五年三月三十日まで

昭和二十五年四月一日から
昭和二十五年四月七日まで

昭和二十五年四月十日まで

豊橋郵便局
西宮郵便局
広畑郵便局

訓令

大蔵省訓令第21号

昭和二十四年度大蔵省管入徴収官
職入科目表の一部を次のように改正
し、昭和二十四年十二月八日から適用
する。昭和二十五年三月二十五日
昭和二十五年三月二十五日

部	課	項	目
雑収入	雑収入	雑収入	専断犯罰金
			専断犯罰金

昭和二十四年度大蔵省管入徴収官
職入科目表の一部を次のように改正
し、昭和二十四年十二月八日から適用
する。昭和二十五年三月二十五日

国会事項

公職選挙法
昭和二十五年三月二十五日
衆議院厚生委員長 堀川 恭平
衆議院厚生委員 堀川 恭平
公職選挙法を改正する法律案
一、公職選挙法を改正する法律案
二、公職選挙法を改正する法律案
三、公職選挙法を改正する法律案

議案提出

三月二十三日内閣から提出
した議案は次の通りである。

水産業協同組合法の一部を改正する
法律案
農業協同組合法の一部を改正する法
律案
連合国軍人等住宅公団法
地方税法案

議案提出

三月二十三日内閣から提出
した議案は次の通りである。

水産業協同組合法の一部を改正する
法律案
農業協同組合法の一部を改正する法
律案
連合国軍人等住宅公団法
地方税法案

種類

十號13.A. 61. 6. 2. 1 (注意)

十號13.A. 61. 6. 2. 1 (注意)

出所

十號13.A. 61. 6. 2. 1 (注意)

出所

十號13.A. 61. 6. 2. 1 (注意)

十號13.A. 61. 6. 2. 1 (注意)

出所

十號13.A. 61. 6. 2. 1 (注意)

出所

十號13.A. 61. 6. 2. 1 (注意)

十號13.A. 61. 6. 2. 1 (注意)

出所

十號13.A. 61. 6. 2. 1 (注意)

出所

十號13.A. 61. 6. 2. 1 (注意)

十號13.A. 61. 6. 2. 1 (注意)

出所

十號13.A. 61. 6. 2. 1 (注意)

出所

十號13.A. 61. 6. 2. 1 (注意)

十號13.A. 61. 6. 2. 1 (注意)

出所

十號13.A. 61. 6. 2. 1 (注意)

出所

十號13.A. 61. 6. 2. 1 (注意)

日本国有鉄道公示第四十三号
貨物積引率率を次のように定め、昭和二十五年四月一日から昭和二十六年三月三十一日まで施行する。

日本国有鉄道公示第四十九号
次にかける公示は、昭和二十五年三月三十一日限り施行する。

Table with columns for 收容番号 (Storage Number), 種類 (Type), and 個数 (Quantity). Lists various items like 煤油 (Kerosene), 牛乳 (Milk), etc.

裁判所公告
除権判決
福岡県糸島郡元岡村元岡
右申立人の申立に係る昭和二十四年(一)第三四号公示催告申立事件に付当裁判所は判決することを左の如し。

市町役場公告
川崎市公債償還公告
昭和二十五年三月三十一日償還すべき市公債償還額、金額並びに支拂場所左記の通りなり。

叙任及び辞令
内閣
總理府事務官 奥野 誠亮
第七回内閣府委員を命ずる(三月二十三日)

同
警察六級一号俸を命ずる(二十四年十月十五日)
警察六級二号俸を命ずる(二十四年十月十五日)

同
警察六級一号俸を命ずる(二十四年十月十五日)
警察六級二号俸を命ずる(二十四年十月十五日)

官庁事項
内閣
退官
簡易裁判所判事大野惠眼は裁判所法第五十條に依り昭和二十五年二月二十八日退官となつた。

公共企業体事項
日本国有鉄道
貨物運送規則(昭和二十四年九月九日)の別表

311 第6959号

官 報

昭和25年3月25日 土曜日

株式会社合併異議申述公告
昭和二十五年三月十八日開催の下記
会社の各株主総会に於て道産工業株式
会社(甲)は日本協産株式会社(乙)を合
併し其の権利義務を承継し日本協産工
業株式会社(丙)を解散することを決議致
しましたから右に對し異議ある債権者
は昭和二十五年三月三十一日迄に關係
会社に其の旨申述相成度商法の規定に
依り此の段公告致します。

債権申出公告(第一回)
当社は昭和二十五年三月三日(統制
撤廃の日)より債権を有する方は、
当社に對し債権を有する方は、
本公告掲載の日より二箇月以内に、
其の債権の御申出有之度若し右期間内
に御申出なきときは、清算より除斥致し
ます。

債権申出公告(第二回)
当社は昭和二十五年三月三日(統制
撤廃の日)より債権を有する方は、
当社に對し債権を有する方は、
本公告掲載の日より二箇月以内に、
其の債権の御申出有之度若し右期間内
に御申出なきときは、清算より除斥致し
ます。

債権申出公告(第三回)
当社は昭和二十五年三月三日(統制
撤廃の日)より債権を有する方は、
当社に對し債権を有する方は、
本公告掲載の日より二箇月以内に、
其の債権の御申出有之度若し右期間内
に御申出なきときは、清算より除斥致し
ます。

債権申出公告(第四回)
当社は昭和二十五年三月三日(統制
撤廃の日)より債権を有する方は、
当社に對し債権を有する方は、
本公告掲載の日より二箇月以内に、
其の債権の御申出有之度若し右期間内
に御申出なきときは、清算より除斥致し
ます。

債権申出公告(第五回)
当社は昭和二十五年三月三日(統制
撤廃の日)より債権を有する方は、
当社に對し債権を有する方は、
本公告掲載の日より二箇月以内に、
其の債権の御申出有之度若し右期間内
に御申出なきときは、清算より除斥致し
ます。

第6959号

官 報

昭和25年3月25日 土曜日 310

五百円券 第一〇番 五〇〇円
千円券 第五番、第一番、第
三〇番 計三、〇〇〇円
五百円券 第一二番 五〇〇円
千円券 第七番、第八番、第九番、
第十番、第十一番、第十二番 計七、〇〇〇円

六、川崎市小学校増築費公債(昭和九
年度公債)
五百円券 第九番、第十六番、第
三三番 計三、〇〇〇円
千円券 第四番 五〇〇円
合計 計四、〇〇〇円

六〇番、第六三番
計四、〇〇〇円
右支拂場所本市金庫並日本郵政銀行
(一)川崎市昭和十二年年度公債(府県
道)川崎羽田線改修費(附金庫)
千円券 第四番、第九番
計二、〇〇〇円
五百円券 第一番
計五〇〇円
合計 計三、〇〇〇円

債権申出公告(第一回)
当社は昭和二十五年三月三日(統制
撤廃の日)より債権を有する方は、
当社に對し債権を有する方は、
本公告掲載の日より二箇月以内に、
其の債権の御申出有之度若し右期間内
に御申出なきときは、清算より除斥致し
ます。

債権申出公告(第二回)
当社は昭和二十五年三月三日(統制
撤廃の日)より債権を有する方は、
当社に對し債権を有する方は、
本公告掲載の日より二箇月以内に、
其の債権の御申出有之度若し右期間内
に御申出なきときは、清算より除斥致し
ます。

債権申出公告(第三回)
当社は昭和二十五年三月三日(統制
撤廃の日)より債権を有する方は、
当社に對し債権を有する方は、
本公告掲載の日より二箇月以内に、
其の債権の御申出有之度若し右期間内
に御申出なきときは、清算より除斥致し
ます。

第 6959 号

第6959号

官 報

昭和25年3月25日 土曜日 312

解散公告(第二回)

当会社は昭和二十五年二月二十八日開催の臨時株主総会の決議によつて解散致しましたから当会社に対し債権を有せられる方は第一回公告掲載の翌日から二箇月以内のその債権を御申出下さい。若しこの期間内に申出のないときは清算より除外されます。

昭和二十五年三月二十五日
沼津市本犬塚町七百六十四番地
タツミ製鋼株式会社
清算人 藤田 潤治

解散公告(第二回)

当会社は社員総会の決議に依り昭和二十四年十二月三十一日解散しました当会社に債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内の申出られ度い。若し此の期間内に申出がない時は清算より除外されます。

昭和二十五年三月二日
名古屋市中区東大曾根町南一丁目四四
合資会社中京建材興業社
清算人 鬼頭 銀松
同 河北鹿之助

解散公告(第二回)

当会社は昭和二十五年二月二十七日解散致しましたから商法第四百二十一條の規定により此段公告致します。依り而當会社に債権のある方は本公告第一回掲載の日より二箇月以内の御申出下さい。同日迄に御申出なき方は清算より除外されます。

昭和二十五年三月十日
福島県伊達郡半田村大字南半田字坂下一八
株式会社 山越製作所
清算人 伊藤 純雄

解散公告(第二回)

当会社は昭和二十五年一月二十六日株主総会の決議により解散しましたから當会社に対し債権を有する方は第一回掲載の日より二箇月以内のその旨申出相成度し右の期間内に申出なきときは清算より除外されます。

昭和二十五年三月七日
大阪市旭区赤川町十九番地
日本相互企業株式会社
清算人 川部伊三郎

解散公告(第二回)

当社は株主総会の決議に依り昭和二十五年二月二十八日解散した。当社債

権者で第一回掲載の日から二箇月以内

に申出なきときは清算より除外する。
昭和二十五年三月二十五日
大阪市生野区南生野町三丁目六番地
株式会社南海屋
清算人 石井 源一

解散公告(第二回)
当社は昭和二十五年二月二十八日株主総会の決議で解散しました。債権者は本公告第一回掲載の日から二箇月以内に申出下さい。期間内に申出ないときは清算より除外されます。

昭和二十五年三月二十五日
岡山市上石井十五番地
岡田製糖株式会社
清算人 片岡豊次郎

解散公告(第二回)
当財団は目的たる事業の成功の不能のため昭和二十五年二月二十八日付通商産業大臣の認可を得て解散しました。当財団に債権を有せられる方は第一回公告掲載の翌日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期日迄に御申出がございませんと清算より除外致します。

昭和二十五年三月二十三日
東京都千代田区九段四丁目七番地
財団法人特紡製糸検査協会
清算人 寺田商太郎

資本減少公告
当会社は昭和二十五年三月十日の臨時株主総会に於て資本金二百万円を一百万円に減少する事を決議致しました。此の減資に異議のある債権者は本公告掲載の日より二箇月以内に其の旨御申出下さい。

昭和二十五年三月二十五日
東京都千代田区神田神保町二丁目二十番地
中外ゴム資材株式会社
代表取締役 原 穂積

札幌支所設置公告

三月二十日左記の通り札幌支所を設置しました。
名称 証券処理調整協議会事務局札幌支所
所在地 札幌市南二條西四丁目
昭和二十五年三月二十日
東京都千代田区日比谷公園二番地
証券処理調整協議会

解散公告(第二回)

当会社は昭和二十五年一月三十一日の株主総会の決議により解散したるに付當会社に対する債権者は第一回掲載の翌日より二箇月以内の其債権を申出でられたい。申出のない時は其債権は清算より除外せらる。

昭和二十五年三月二十五日
兵庫県姫路市東延末
アサシヤ飲料株式会社
清算人 金中勇太郎 小泉 祐通
渡辺辰四郎

解散公告(第二回)

本組合は昭和二十五年二月二十一日總會の決議で解散した。本組合に対し債権のある者は第一回掲載の日から二箇月以内に申出でられ度い。若し此の期間内に申出のないときは清算より除外せらる。

昭和二十五年二月二十一日
神戸市生田区多開通二丁目十六番地
兵庫自動車タイヤ商業協同組合
清算人代表 川勝 敏一

合併公告
昭和二十五年三月九日開催の臨時株主総会の決議に依り株式会社笹田商店は日本新式醸造株式会社を合併して存続し日本新式醸造株式会社は解散することになりまし。右合併に異議ある債権者は本公告の日から二箇月以内に申し出下さい。商法の規定に依つて公告致します。

会社合併公告

左記甲乙両会社は昭和二十五年二月二十七日開催の各株主総会で甲会社は乙会社を合併しその権利義務一切を承継して存続し乙会社は解散することを決議しました。これに異議ある債権者はこの公告掲載の日から二箇月以内にその旨関係会社へ御申出下さい。

昭和二十五年三月十日
横濱市甲区浦無番地
横濱市甲区浦無番地
甲 相模運輸株式会社
横濱市中区海岸通四丁目二三番地
乙 富国運輸倉庫株式会社

解散団体財産売却公告

一、売却物件
(イ)電話加入権(池田局一七八番)
(ロ)同(白地局一七番)
(ハ)同(白地局一七番)
二、買受申込の期限 四月五日午後五時締切
三、買受申込の場所 当理事會又は徳島県総務部地方課
四、保証金 (イ)各二百円
五、買受人が決定したときはその氏名を官報で公告し且つ申込人に対して通知します。

六、買受申込心得その他詳細については必ず当理事會又は徳島県総務部地方課にお問合せ下さい。
東京都千代田区皇居内(旧板密院) 解散団体財産売却理事會

解散団体財産売却公告

一、売却物件
(イ)電話加入権(三津浜局二四番)
(ロ)同(和島局三三番)
(ハ)同(八幡浜局四四番)
二、買受申込の期限 四月五日午後五時締切
三、買受申込の場所 当理事會又は愛媛県総務部地方課
四、保証金 (イ)二百円 (ロ)各三百円
五、買受人が決定したときはその氏名を官報で公告し且つ申込人に対して通知します。

六、買受申込心得その他詳細については必ず当理事會又は愛媛県総務部地方課にお問合せ下さい。
東京都千代田区皇居内(旧板密院) 解散団体財産売却理事會

解散団体財産売却公告
一、売却物件
(イ)電話加入権(高知一六〇番)
(ロ)同(中村一三六番)
(ハ)同(大正三三番)
二、買受申込の期限 四月五日午後五時締切
三、買受申込の場所 当理事會又は高知県総務部地方課
四、保証金 (イ)四百円、(ロ)一千円、(ハ)五千円
五、買受人が決定したときはその氏名を官報で公告し且つ申込人に対して通知します。

解散団体財産売却公告

六、買受申込心得その他詳細については必ず当理事會又は高知県総務部地方課にお問合せ下さい。
東京都千代田区皇居内(旧板密院) 解散団体財産売却理事會

解散団体財産売却公告

(イ)同(高松局三三〇六番)
(ロ)同(琴平局二六〇番)
(ハ)同(土庄局二〇三番)
(ニ)同(坂出局三二七番)
(イ)同(観音寺局四六六番)
二、買受申込の期限 四月五日午後五時締切
三、買受申込の場所 当理事會又は香川県総務部地方課
四、保証金 (イ)各二千円、(ロ)各八百円、(ハ)七百円
五、買受人が決定したときはその氏名を官報で公告し且つ申込人に対して通知します。

六、買受申込心得その他詳細については必ず当理事會又は香川県総務部地方課にお問合せ下さい。
東京都千代田区皇居内(旧板密院) 解散団体財産売却理事會

解散団体財産売却公告

一、売却物件
(イ)電話加入権(高知一六〇番)
(ロ)同(中村一三六番)
(ハ)同(大正三三番)
二、買受申込の期限 四月五日午後五時締切
三、買受申込の場所 当理事會又は高知県総務部地方課
四、保証金 (イ)四百円、(ロ)一千円、(ハ)五千円
五、買受人が決定したときはその氏名を官報で公告し且つ申込人に対して通知します。

六、買受申込心得その他詳細については必ず当理事會又は高知県総務部地方課にお問合せ下さい。
東京都千代田区皇居内(旧板密院) 解散団体財産売却理事會

解散団体財産売却公告
一、売却物件
(イ)電話加入権(高知一六〇番)
(ロ)同(中村一三六番)
(ハ)同(大正三三番)
二、買受申込の期限 四月五日午後五時締切
三、買受申込の場所 当理事會又は高知県総務部地方課
四、保証金 (イ)四百円、(ロ)一千円、(ハ)五千円
五、買受人が決定したときはその氏名を官報で公告し且つ申込人に対して通知します。

解散団体財産売却公告

六、買受申込心得その他詳細については必ず当理事會又は高知県総務部地方課にお問合せ下さい。
東京都千代田区皇居内(旧板密院) 解散団体財産売却理事會

定価 一ヶ月 五百円 送料 実費
公送料 郵便 八ポイント 行十七字 百円
行 東京都新宿区市ヶ谷本村町
印刷 刷 行
電話九段五三一 官報課
郵便東京一九〇〇〇

明治二十五年第三種郵便物認可
三月三十一日
号外 三月十五日発行案第二十六号(その一)四四頁(その二)三三頁(その三)同十七日発行案第二十九号四頁
同二十二日発行案第十三号法律、告示、法務府公告、裁判所公告四頁
(国定規格A判)